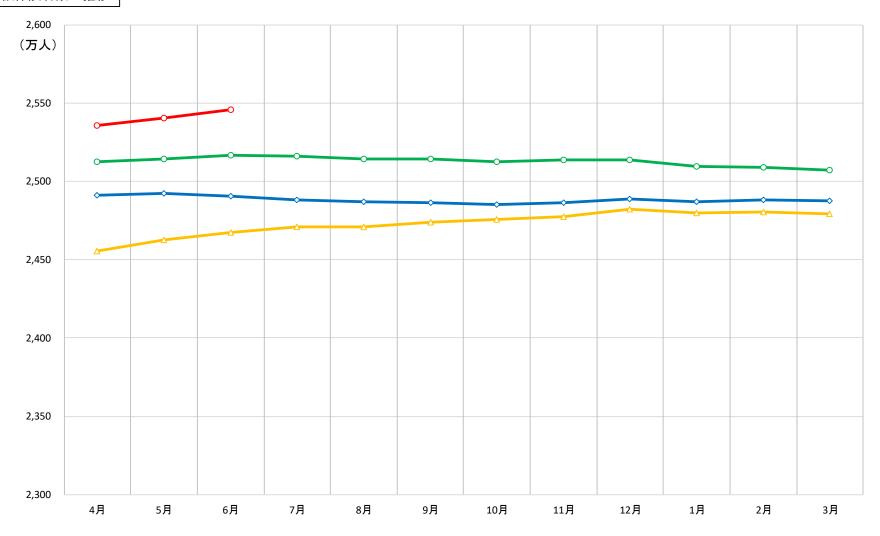
令和5年度保険料率に関する論点について (参考資料1)

協会けんぽの被保険者数の動向

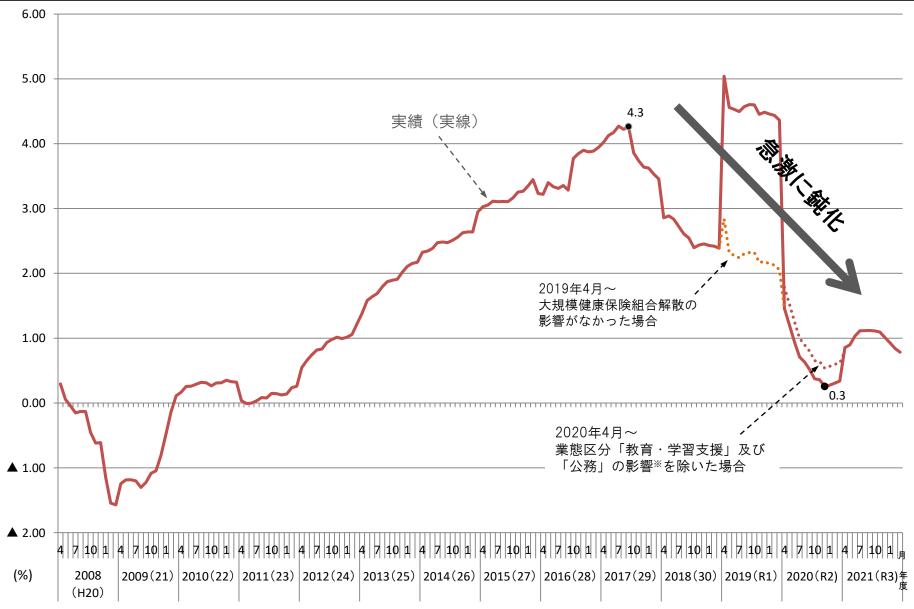
被保険者数は、2021年度末では減少傾向にあったが、2022年度に入って、増加傾向に転じた。

被保険者数の推移



協会けんぽの被保険者数の対前年同月比伸び率の推移

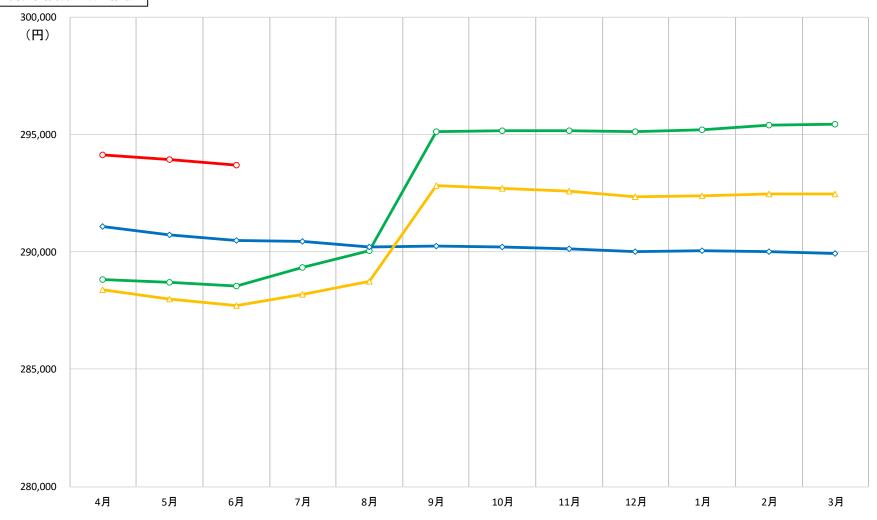
被保険者数の対前年同月比の伸びは、2017(平成29)年9月をピークに鈍化傾向にある。



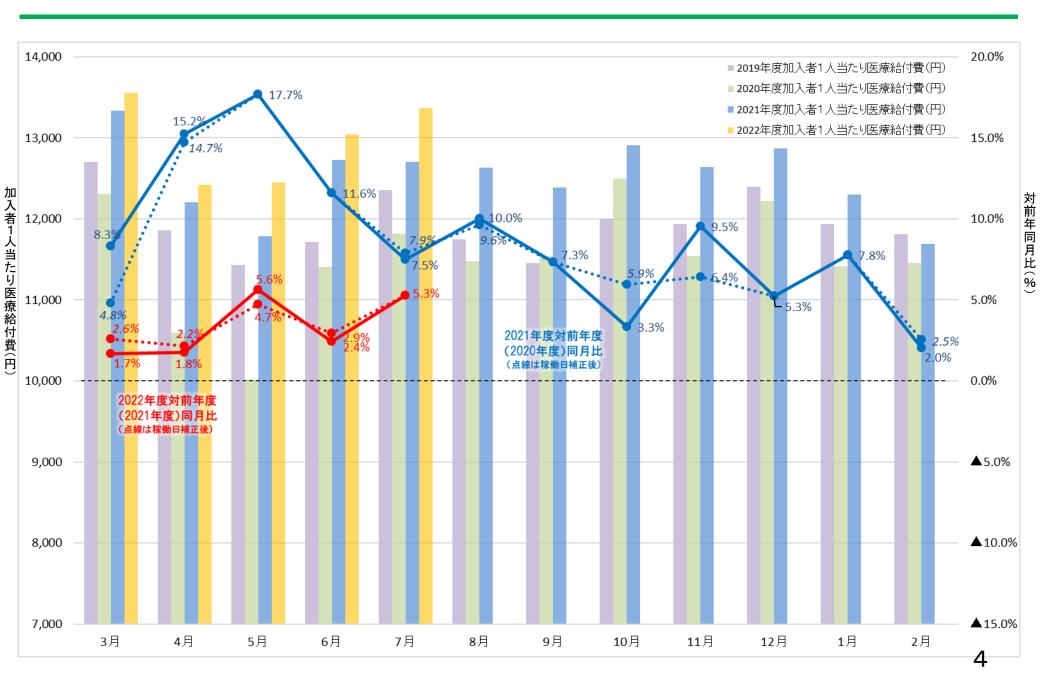
協会けんぽの平均標準報酬月額の動向

平均標準報酬月額は2021年度末は緩やかに増加していたが、2022年度に入り、緩やかに減少している。

平均標準報酬月額の推移

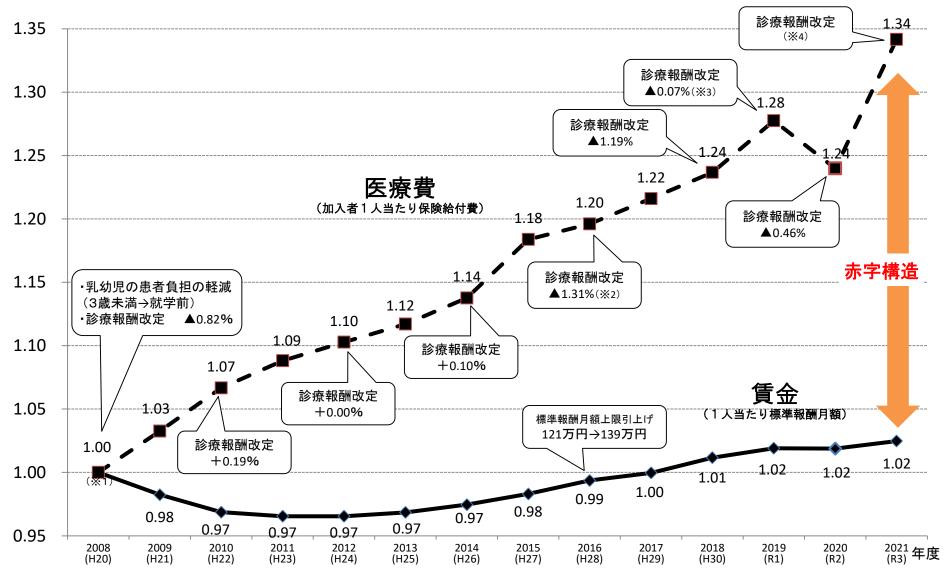


協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移



協会けんぽの保険財政の傾向

近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



^(※1)数値は2008年度を1とした場合の指数で表示したもの。

^{(※2) ▲1.31%}は、2016年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

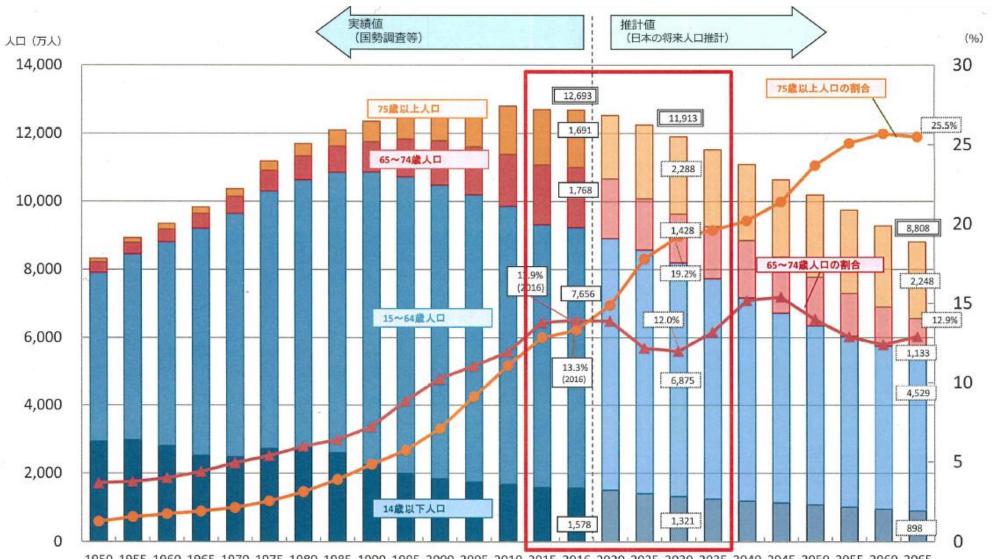
^(※3)消費税率10%への引き上げに伴い2019年10月より改定。

^(※4) R3年度より毎年薬価改定を実施。なお、R3年度の改定率は非公表(医療費▲4,300億円程度(国費▲1,000億円程度)の抑制との削減額のみ公表されている)。

総人口の推移

令和4年8月25日 第96回社会保障審議会介護保険部会 参考資料1(抜粋)

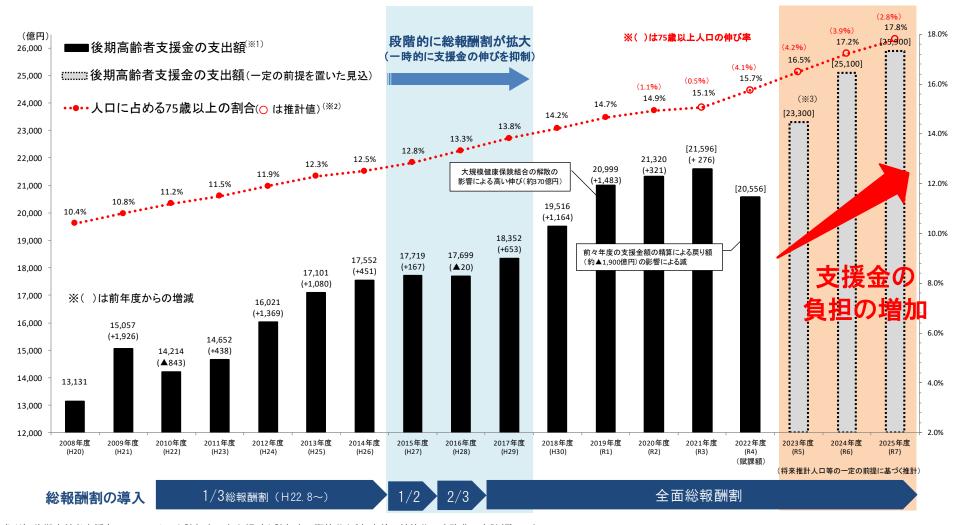
今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占める割合は増加していくことが想定される。



1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2016 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 資料: 2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)中位推計」

協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大等により一時的に伸びが抑制されていたが、2022年以降は団塊の世代が75歳以上に達し始めるため、今後、大幅な増加が見込まれている。



^(※1)後期高齢者支援金については、当該年度の支出額(当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額)である。

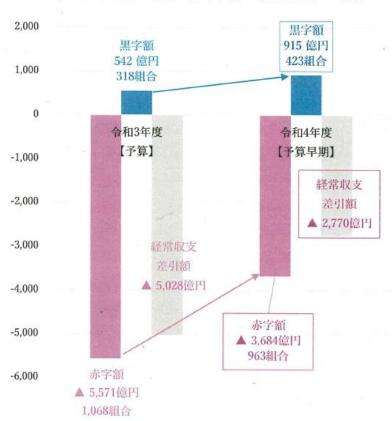
^(※2)人口に占める75歳以上の割合については、2020年度以前の実績は「高齢社会白書」(内閣府)、2021年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計)による。

^{(※3) 2023}年度以降の推計値は、百億円まるめで記載している。

令和4年度【予算】黒字423組合/赤字963組合の経常収支差引額

- 赤字組合は、前年度予算に比べ105組合減少して963組合 (構成比: 69.5%) となり、赤字総額は1,887億円減の▲3,684億円となる見通しとなっている。
- 一方、黒字組合は、105組合増加して423組合 (構成比:30.5%)となり、黒字総額は372億円増の915億円となっている。

経常収支差引額(赤字組合・黒字組合)の状況



	令和 4 年度予算 (早期集計)	令和3年度予算	対前年度差
経常収入(①)	8兆3,869億円	8兆1,215億円	2,653億円
経常支出(②)	8兆2,723億円	8兆6,244億円	394億円
経常収支差(①-②)	▲2,770億円	▲5,028億円	2,259億円
経常収支差【赤字】			
赤字総額	▲3,684億円	▲5,571億円	1,887億円
赤字組合数	963組合	1,068組合	▲105組合
赤字組合の割合	69.5%	77.0%	▲7.5p
経常収支差【黒字】			
黒字総額	915億円	542億円	372億円
黒字組合数	423組合	318組合	105組合
黒字組合の割合	30.5%	22.9%	7.6p

注)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

医療技術の高度化に伴う高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載

- 〇近年、医療技術の高度化に伴い、高額な医薬品や再生医療等製品が薬価収載されている。(下表参照)
- 〇これらの多くは、対象疾患が希少がんや難病など患者数が限定的であるが、オプジーボのように、効能・効果の 追加により対象疾患が拡大し、医療費(薬剤費)に与えるインパクトが非常に大きくなる場合がある。

近年薬価収載された高額な医薬品や再生医療等製品の例

(以下の表は中央社会保険医療協議会資料等に基づき作成)

医薬品名	保険収載年月	効能・効果	費用 (薬価収載時)	ビーク時 予測患者数 (薬価収載時)	ビーク時 予測販売金額 (薬価収載時)(※3)
オプジーボ点滴静注	2014年9月	非小細胞肺がん等 (収載後、対象疾患が拡 大)	約3,500万円(※1) (体重60kgで1年間の場合)	470人 (2021年度新規処方患者数 (推計):約28,000人)(※2)	31億円 (2021年度販売金額: 1,124億円)(※2)
ステミラック注	2019年2月	外傷性脊髄損傷	約1,500万円(1回分)	249人	37億円
キムリア点滴静注	2019年5月	B細胞性急性リンパ芽 球性白血病等	約3,350万円 (1患者当たり)	216人	72億円
レブコビ筋注	2019年5月	アデノシンデアミ ナーゼ欠損症	約2億2,000万円 (体重60kgで1年間の場合)	8人	9. 7億円
ゾルゲンスマ点滴静注	2020年5月	 脊髄性筋萎縮症 	約1億6, 700万円	25人	42億円
ダラキューロ配合皮下注	2021年5月	多発性骨髄腫等 (収載後、対象疾患が拡 大)	約43万円	69, 000人	370億円
ウィフガート点滴静注	2022年4月	全身型重症筋無力症	約42万円	25, 000人	377億円

^(※1) 累次の薬価改定により、薬価収載時と比べ、価格が約78.7%引き下げられた。(100mg10mL1瓶の価格:薬価収載時=729,849円、2022年4月時点=155,072円)

^(※2)小野薬品工業株式会社の2022年3月期決算資料に基づき作成。

^(※3)薬価収載時の算定薬価に基づく予測である。

令和2年5月13日 健康保険組合連合会との 共同発表コメント

令和2年5月13日

「高額医薬品の保険収載」にあたり

健康保険組合連合会 全国健康保険協会

マ」の保険適用が承認された。 本日の中央社会保険医療協議会において、希少疾患・難病治療薬である「ゾルゲンス

適正な価格での速やかな保険適用を通じて、患者への適切な医療を確保することが何よ を待ち望んでいた新薬であり、このような新薬については、費用対効果も考慮しながら りも重要である。 を集めているが、1 回の投与で高い効果が期待されているため患者にとっては保険適用 この「ソルゲンスマ」は、国内で価格が 1 億円を超えた初の超高額医薬品として注目

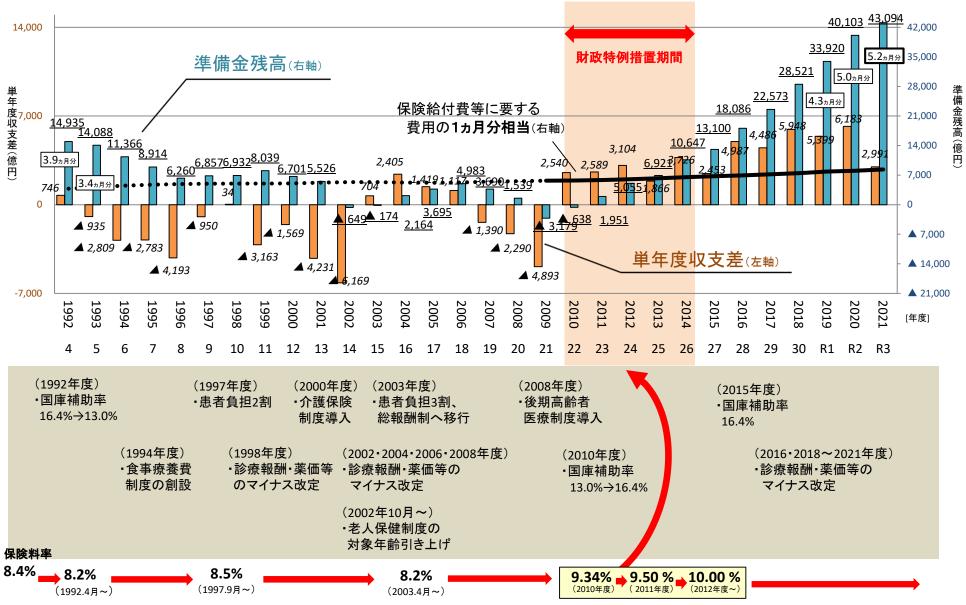
かに公的医療保険でカバーすべきである。 の生命を守るためには、こうした医薬品についても有効性・安全性を確認した上で、速や 医療保険制度の責務である。現在、国難とも言うべき新型コロナウイルス感染症の治療 個人で負担しきれないリスクを確実にカバーしていくことは共助の仕組みである公的 新薬の研究開発や既存治療薬の活用に向けた臨床試験が進んでいるが、

危機的な状況に直面し、さらに革新的で高額な新薬の保険適用が今後も見込まれている。 命を守ってきた。しかし、2022年以降、人口減少・高齢化等により医療保険財政がより 国民皆保険制度の存在は、今回のような不測の事態においても医療を支え、国民の生

向けた検討を早急に着手すべきである。 を検討することが喫緊の課題であり、まずは関係審議会において諸外国の事例も参考に しながら、 医療の質向上につながる新薬を保険適用しながら国民皆保険制度を維持していくため 既存医薬品に係る公的医療保険の給付範囲について、除外も含めて改めて見直し 保険診療下で相対的に必要度が低下した市販品類似薬の除外・償還率変更に

のあり方について、着実に議論を前進させるべきである。 は未だ収束に至っておらず、 討を行い、今夏に議論のとりまとめが行われる予定である。新型コロナウイルス感染症 世代型社会保障検討会議中間報告等を踏まえ、 薬剤自己負担の引き上げなどの医療保険制度改革については、骨太の方針 2019 や全 医療資源の有効利用促進の観点から薬剤自己負担の引き上げを含めた保険給付範囲 その対応は最優先されるべきだが、「2022 年危機」に向け 社会保障審議会医療保険部会において検

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

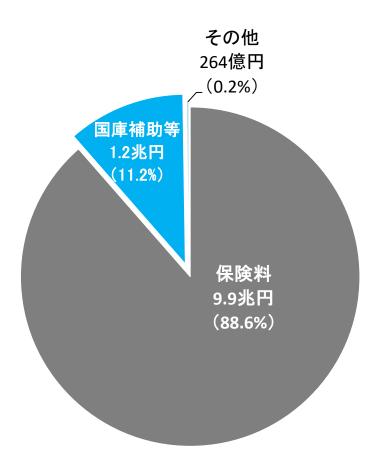


- (注)1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 - 2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 - 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている (健康保険法160条の2)。

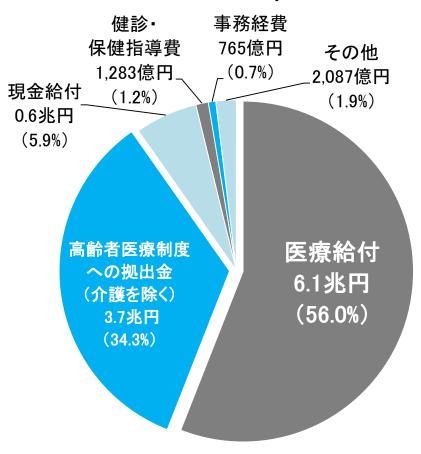
協会けんぽの財政構造(令和3年度決算)

〇 協会けんぽ全体の支出は約10.8兆円だが、その約3分の1、約3.7兆円が高齢者医療への拠出金に 充てられている。

収入 11兆1,280億円



支 出 10兆8,289億円



(注)端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

13

第89回全国健康保険協会運営委員会(平成29年12月19 理事長発言要旨 Ш

- 甲し上げる。 精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり
- 提示させていただいた。 皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに はあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の 定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題で 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設
- 療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の してもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えてい が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽く 世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金 は 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医 これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的に
- 負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率
- も踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのごと、広く国民にとって十分 を支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていること にご理解いただける保険料率とする必要があると考える また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それ
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

- 平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については まえて計画的に解消していく観点から、平成30年度は10分の7.2として10 なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏
- 論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申 は考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。 財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わると し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという 上げたい。 これまで 3 年間、 財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、

明確にしたいと考えている。 光元ている。 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと 量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、 5 年ないし 2025 保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁 3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を

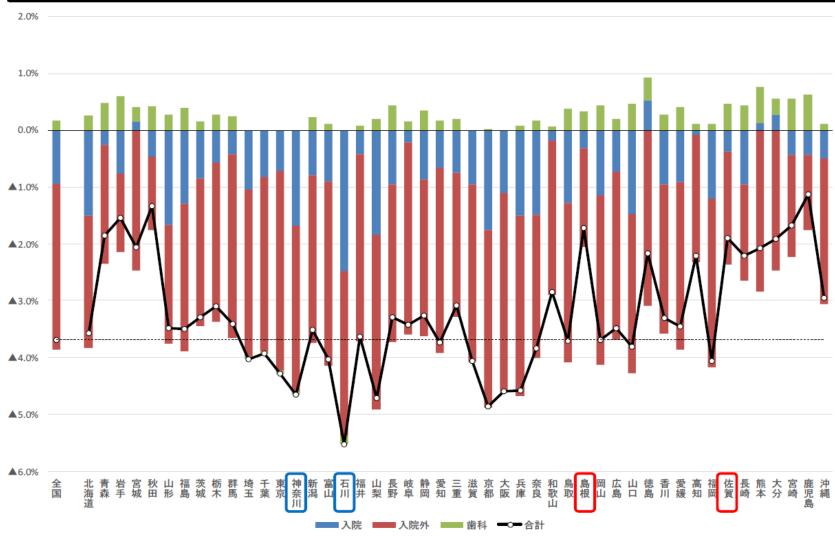
第 93 回全国健康保険協会運営委員会(平成 30 年 9 月 13 理事長発言要旨

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます
- の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか も 10%維持のほうがよいというご意見と、10%維持はよいが、今このような形で協会 いとのご意見も頂戴しました。 のご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げてほし 加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないと うするのかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考えて 今回お話しいただいた、論点1の来年度(平成31年度)の保険料率についてど
- 会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率 に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員
- ら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかということ 評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そしてどのようにして協会けんぽを長く安 を考える必要がございます。 と埴岡委員からもお話がありましたが、2040年という本当に長期的なことも考えなが 定的に維持できるのかということをきっちりとお話をさせていただきながら、本日、森委員 これから、10月、11月、12月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その
- いきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただ 況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字 りますけれども、最悪の場合、2021年度から赤字に転じてしまうというような財政状 と考えております。 きたい。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話をさせていただきたい がもっと先に延びるようにする努力をする必要があると思っています。そういう努力をして 恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としていろんな数字を述べさせていただいてお 私どもとしましては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に

神奈川支部の医療費の動向について (参考資料2)

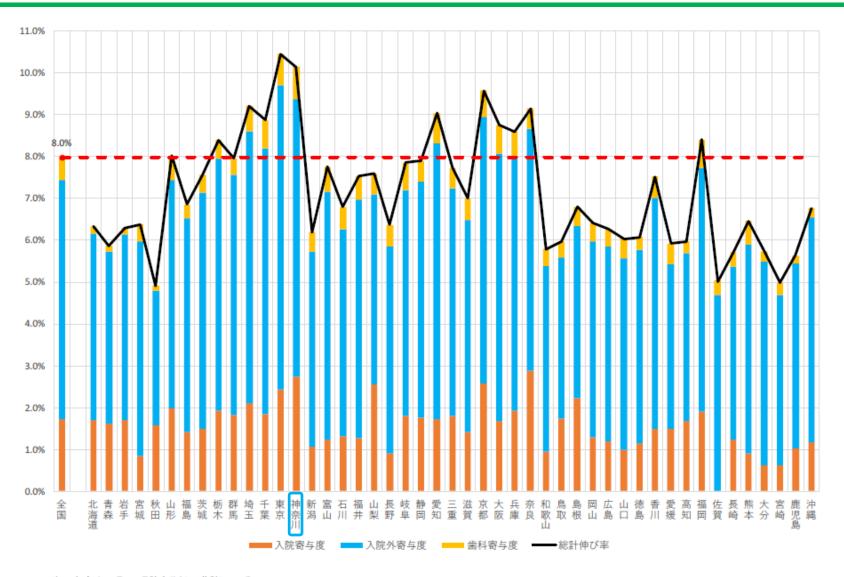
診療種別1人当たり医療費の対前年度比の寄与度(令和2年度)

島根支部及び佐賀支部の対前年度比は全国平均よりも高く、石川支部及び神奈川支部の対前年度比は 全国平均よりも低い。



注1. 年度は、3月~2月診療分として集計している。

診療種別1人当たり医療費の対前年度比の寄与度(令和3年度)



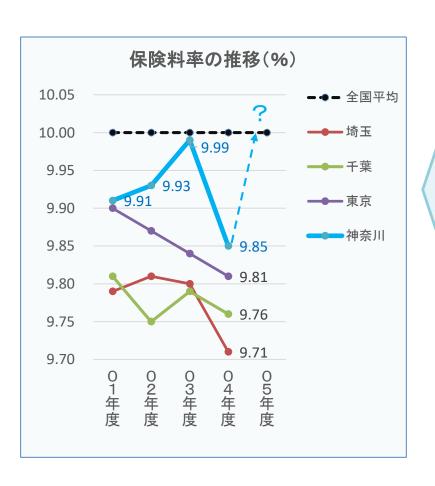
注1. 年度は、4月~3月診療分として集計している。

注2. 調剤にかかる医療費については、処方元である入院外・歯科に含めている。

神奈川支部の保険料率と加入者1人当たり医療費の推移

神奈川支部の保険料率は、令和4年度は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による受診動向の変化を受けた医療費の減少率が全国平均を上回ったことによって、保険料率は大幅な引き下げとなった。

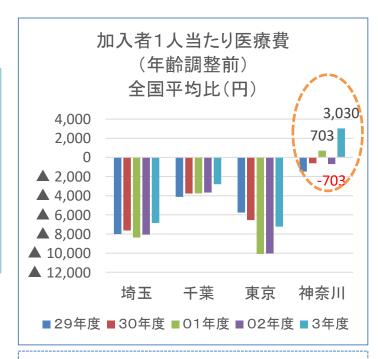
令和5年度は、その反動増によって、大幅な引き上げが予想される。



2年度前の医療費 が保険料率に反映 される※

(令和5年度の保険料率は令和3年度の医療費がベースとなる)

※保険料率の算出にあたっては、所得調整・年齢調整などがおこなわれる

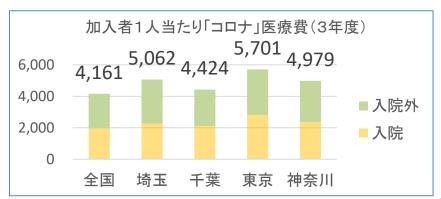


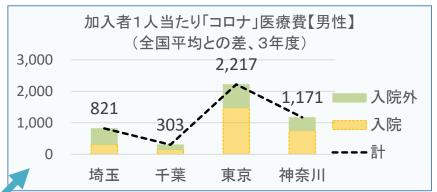
神奈川支部の加入者一人当たり医療費は首都圏 他支部と比べて高い。令和3年度は受診控えの反 動もあり、全国平均を大きく上回った(全国平均と の差は+3,030円)。

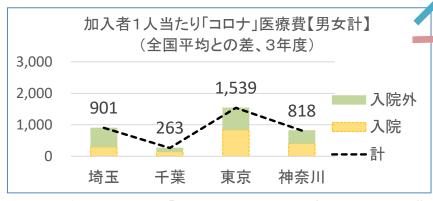
(出所)「医療費基本情報」・「加入者基本情報」

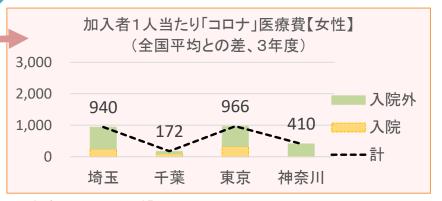
令和3年度の医療費における「コロナ」の影響

令和3年度における神奈川支部と全国平均の「加入者1人当たり医療費」の乖離額(3,030円)のうち約27%(818円)を「コロナ」(※)の 医療費が占めている。









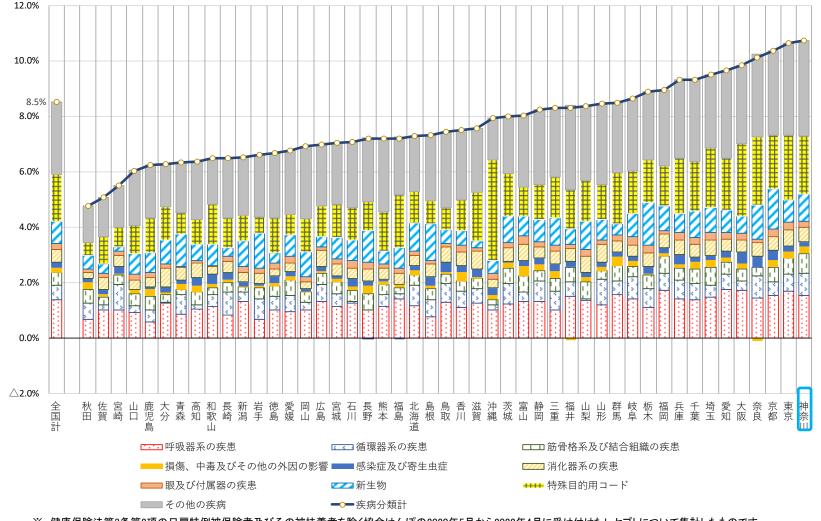
(※)本資料において、「新型コロナウイルス感染症」の医療費とは、疾病分類コードが「2220」(その他の特殊目的用コード)により集計された医療費を指す。

(出所)「医療費基本情報」・「加入者基本情報」

令和3(2021)年度の加入者1人当たり医療費の対前年度比

疾病分類別にみると、「呼吸器系の疾患」が2020年度に大幅にマイナスに寄与したことの反動で、加入者1人当たり医療費の対前年同期比の増加に寄与している他、「特殊目的用コード(※)」がプラスに大きく寄与している。

(※)主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病を示す疾病分類である。

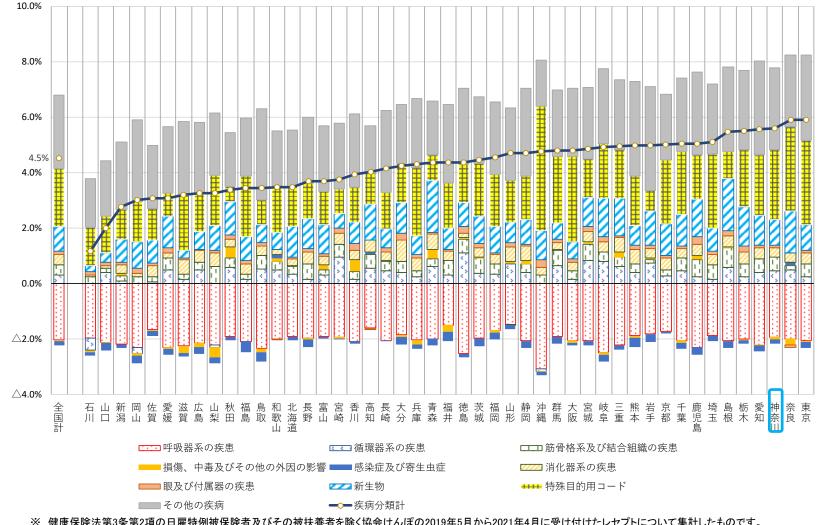


[※]健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽの2020年5月から2022年4月に受け付けたレセプトについて集計したものです。 これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

令和3(2021)年度の加入者1人当たり医療費の対前々年度比

疾病分類別にみると、「呼吸器系の疾患」が全国的にマイナスに大きく寄与しているが、「特殊目的用コード(※)」は全国的にプラスに大きく寄与している。

(※)主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病を示す疾病分類である。



[※]健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽの2019年5月から2021年4月に受け付けたレセプトについて集計したものです。 これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。